大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託仕様書

**第一章　総　則**

1. （目的）

第３期大和高田市子ども・子育て支援事業計画（令和７年３月改定）に基づく地域子ども・子育て支援事業の推進に当たり、事業の拠点となる大和高田市（以下「甲」という。）が保有する保育所、こども園及び幼稚園（以下「公立保育所等」という。）の老朽化の進行、また、人口減少や核家族化など社会情勢の変化による教育・保育ニーズへの対応が課題となっている。

本委託は、民間の活用やこども園化も含めた公立保育所等の整備等の検討を行い、甲と協議しながら本市における公立保育所等の在り方、再編成計画及び個別施設計画（以下「幼保再編計画」という。）の策定を求めるものである。

1. （適用）

本仕様書は、「大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）策定支援業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

1. （対象施設）

対象施設は、公立保育所等とし、施設名及び住所は以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 施　設　名 | 住　　所 |
| 天満保育所 | 大字吉井７４番地２ |
| みどり保育所 | 曙町２０番３５号 |
| 片塩保育所 | 旭北町４番３４号 |
| 浮孔保育所 | 西三倉堂１丁目１３番１４号 |
| 磐園保育所 | 大字有井１０８番地２ |
| 高田西保育所 | 大字市場５３５番地１ |
| 高田こども園 | 内本町１１番２２号 |
| 土庫こども園 | 土庫１丁目１０番１９号 |
| 片塩幼稚園 | 旭北町２番４号 |
| 磐園幼稚園 | 大字有井１９番地 |
| 浮孔幼稚園 | 蔵之宮町１番３０号 |
| 菅原幼稚園 | 大字吉井３４０番地１ |
| 陵西幼稚園 | 大字池田２番地２ |
| 浮孔西幼稚園 | 曽大根１丁目８番１号 |

1. （準拠する法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、次の関係法令通達等に準拠して実施するものとする。なお、準拠する法令等は、最新のものを使用するものとする。また、受託者（以下「乙」という。）は、甲において策定済みの上位計画及び関連計画の内容と整合性のとれた計画となるよう、上位計画及び関連計画について整理を行うものとする。

* + 1. 大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）
		2. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
		3. 大和高田市公共施設等総合管理計画（令和4年3月）
		4. 大和高田市まちづくりの指針（令和2年3月）
		5. 大和高田市都市計画マスタープラン（令和5年3月）
		6. 大和高田市人口ビジョン（令和2年3月）
		7. 第３期大和高田市子ども・子育て支援事業計画（令和7年3月）
		8. 大和高田市地域防災計画（令和3年3月）
		9. 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）
		10. 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）
		11. 児童福祉法（昭和２２年法律第６４号）
		12. 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）
		13. その他関係法令、規則及び計画
1. （権利・義務の譲渡・守秘義務）

乙は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡又は貸与してはならないものとし、業務で知り得た内容を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。

なお、業務で使用する各種資料・データに含まれる情報や、貸与資料及び情報については紛失、漏洩のないようにしなければならないものとする。

1. （業務報告の義務）

乙は、本業務実施期間中、必要に応じ甲に業務の進捗等について報告するものとする。

２　甲と乙の打合せ事項については、その内容を乙が協議簿に明記し、甲に提出のうえ承認を受けるものとする。

1. （業務実施体制）

本業務の実施体制として統括責任者１人、担当者１人以上の合計2人以上を配置するものとする。

２　乙は、管理体制を明確化し、円滑に業務を遂行できるようにしなければならない。

３　統括責任者は、業務に遅延が発生しないように的確に業務遂行管理するものとする。

1. （損害の賠償）

本業務中に乙が甲及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに甲にその状況及び内容を連絡し、甲の指示に従うものとする。損害賠償などの責任は、乙が負うものとする。

1. （一括再委託等の禁止）

委託業務の全部、業務の総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は前項に規定する業務以外の再委託にあたっては、甲の承認を得なければならない。

1. （成果品の検査・納品）

業務終了後は、甲の完成検査を受けなければならない。なお、本仕様書に適合しない部分がある場合は、乙は速やかに修正を行わなければならないものとする。

２　乙の過失による不適格な成果があった場合は、それを修正した上で、改めて納品することとする。

1. （契約不適合責任）

成果品の引渡し後、乙の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の指示に従い、修正・補正及び必要な作業を乙の負担において行うものとする。

1. （成果品の帰属）

本業務における成果品は、乙又は第三者が従前から保有していた著作物を除き、全て甲に帰属するものであり、乙は、甲の承認を受けずに複製や、他に公表・貸与してはならないこととする。

1. （打合せ協議）

本業務の協議については、業務着手時（業務実施計画書による業務レビュー）、中間報告時（業務プロセスの確認と今後の展開）、納品時（納品前の事前確認）の３回を基本とするが、甲又は乙が必要と判断した場合は、Web等での実施を含め、適宜協議を実施する。

なお、協議実施後、乙は速やかに記録簿を作成し、甲の承認を得るものとする。

1. （履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和９年１月３１日までとする。

**第二章　業務概要**

1. （業務の内容）
	* 1. 計画準備・資料収集整理

乙は、本業務の実施に当たり、業務の目的を十分に把握した上で、合理的かつ効率的な作業を推進するため業務実施計画書（業務内容、業務工程表、業務実施体制）を提出し、甲の承認を得るものとする。

また資料収集方法については、個人情報を含む秘匿性の高い情報が含まれる場合、情報漏洩の防止を目的とし、以下手法にて実施すること。

* + - * 1. 個人情報が含まれるデータは、セキュリティが確保された専用回線にて収集すること。（例：LGWAN-ASPサービスを利用したデータ交換）

ただし、専用回線による場合と同等のセキュリティが保たれるその他の方法で、甲の承諾を得た方法による場合は、この限りではない。

* + - * 1. 上記作業に必要となる専用回線等については、乙の負担において準備すること。
				2. 乙は、情報セキュリティマネジメントシステム（JIS Q 27001）、プライバシーマーク（JIS Q 15001）又は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき資料を取り扱うこと。
		1. 公立保育所等の状況整理

乙は、公立保育所等の現状把握及び整理並びに各種将来推計の整理をするため、以下の把握及び整理を実施することとする。

* + - * 1. 公立保育所等及び民間保育所等のデータ整理
				2. 学校再編計画における幼稚園データの把握
				3. 令和９年度から令和１８年度までの１０年間の各施設の児童数等の推移及び将来推計
		1. 市民アンケート調査の実施

乙は、公立保育所等の適正配置等について、市民意向等を把握するため、以下調査を実施することとする。調査項目については、乙の提案をもとに、甲と協議の上で決定する。

1. 市民アンケートの実施

公立保育所等及び市内民間保育所等に在籍している保護者全員（約1,300世帯（約1,600児童）分）を対象として、市民アンケート（書面配布とし、回答はWeb上とする。）を実施する。なお、書面配布は甲が実施するが、その他、書面の用意、Webの用意及び集計は乙が実施するものとし、費用についても乙の負担とする。

1. 報告書の作成

①について集計及び分析を行い、結果についてとりまとめを行うこと。

* + 1. 民間意向調査の実施

公立保育所等の民間移行に関して、市内で民間保育所等の新規開設の意向等を把握するため、調査を約50施設に対して実施することとする。調査項目及び調査対象施設については、乙の提案をもとに、甲と協議の上で決定する。なお、本調査に係る費用は乙の負担とする。

* + 1. 検討委員会等の開催運営支援

乙は、検討会議（外部有識者を含む）（年３回程度）を開催するに当たり、会議資料の作成及び議事録（要旨）の作成、会議への出席、必要に応じて資料説明及び質疑に対する回答等の支援を行うこととする。

* + 1. 住民合意形成支援

乙は、地域住民の多様な意見や考え方を調整し、地域住民の意思決定をスムーズに進めるための手法提案、また、必要に応じて説明資料の作成及び議事録（要旨）の作成、説明会への出席及び質疑に対する回答等の支援を行うこととする。

* + 1. パブリックコメントの実施支援

乙は、幼保再編計画案のパブリックコメントの支援を行う。実施に当たっては公表用資料の作成及び住民からの意見整理と回答の支援を行うこととする。

* + 1. 幼保再編計画策定支援

乙は、幼保再編計画の策定について以下の項目に係る内容の検討、助言、提案及び策定支援を行うこととする。なお、個別施設計画については、公共施設等適正管理推進事業における転用事業や長寿命化計画等で必要となる個別施設計画の要件を満たすものとする。

* + - * 1. 幼保の在り方に関する基本方針について

※片塩保育所閉所に係る検証を含む。

* + - * 1. 公立保育所等及び民間保育所等の現状整理
				2. 保育人口等の将来推計の整理
				3. 公立保育所等の施設評価方法
				4. 公立保育所等の再編分析
				5. 幼保再編の計画
				6. 公立保育所等の閉所プロセス
				7. 個別施設計画
1. （成果品）

本業務の成果品は、次のとおりとする。

1. 業務報告書 一式
2. 大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）　本編 50部
3. 大和高田市幼保再編計画（個別施設計画）　概要版 50部

※概要版はA3用紙1枚から2枚以内に収めること

1. 調査業務にかかるデータ 一式

※打合せ議事録のデータ等、本業務に関して作成したデータ

1. 上記電子データ媒体（CD-R等） 2枚

※Word又はExcel形式の編集が可能なもの

1. （その他）

　　本仕様書に記載されていない事項や業務の遂行にあたって疑義が生じた場合には、甲乙協議の上決定するものとする。